

令和2月1月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年1月24日（金曜日）

令和2年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年1月24日（金曜日） 午前9時00分～午後9時35分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員（10人）

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第108号 非農地証明願いに係る証明について

議案第109号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年1月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は10名です。5番、淵脇委員と12番、横原委員から欠席の届けがありました。
よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の後藤委員と1番の吉永委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第106号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第106号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11番： 11番、後藤です。1月17日に譲受人の〇〇さんと瀬崎推進委員との3名で現地調査を行いました。現地は〇〇、〇〇を山側に約200m登ったところにあります。譲渡人の〇〇さんは高齢で所有農地の処分を考えており、現地は以前から譲受人の〇〇さんが耕作していたため、双方で売買の話がされ、今回の所有権移転の運びとなったところです。現地はきれいに〇〇さんが耕作し、今後も続ける意向があることから何ら支障はないものと考えます。審議方、よろしくお願いたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 106 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 106 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第 107 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 6 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 107 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6 番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 6 番、溝田です。1 月 20 日に申請人の〇〇氏と会長、野村推進委員、事務局とで調査をしました。当該農地は〇〇の〇〇の北側にあり、〇〇の西側にあります。〇〇から〇〇に抜ける道の途中にあります。西側は宅地、北、東、南側は道路です。昨年 9 月に農用地区域除外申請のあった畑です。調査の意見としまして、申請人が当農地の 972 ㎡のうち 500 ㎡に住宅を建築したいというものであります。住宅建築後の汚水、生活排水などは合併浄化槽で処理後、東側の道路側溝に流すこと、隣接農地から離して建築するため周辺に影響を及ぼさないと考えます。審議方、よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。14 ページの航空写真をお開きいただきたいと思ひます。申請地と残地とが実線と点線で記しておりますが、申請地は実線、残地が点線の部分です。この残地について、今月、3 条申請を提出される予定でしたが間に合わず、来月、残地につきましては申請人の父が 3 条申請を提出される見込みでございます。以上です。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 107 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 107 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第 108 号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 15 ページをお開きください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 108 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今回の非農地については、事務局からご説明させていただきます。昨年 9 月の定例総会におきまして、農業振興地域整備計画の変更申請で審議いただきまして、異議なしということで、町長に意見を送付しております。その後、公告を経て、昨年 12 月 18 日に農用地区域から除外が決定されたことによって、今回の非農地証明願いが提出されたところです。現地調査につきましては、昨年 7 月に別途の非農地証明願いの際に現地調査を実施しておりまして、東山崎委員、湊原推進委員、事務局、申請代理人で行っております。現地調査の意見としまして、非農地に至った理由に記載されていることに間違いなく、非農地証明に関して何ら問題はないものと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 108 号、受付番号 1 番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 108 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 109 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 19 ページの議案第 109 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 109 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 4 番に後藤委員、5 番に半田推進委員、6 番から 29 番に日高推進委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(後藤委員・半田委員・日高委員 退席)

会長代理： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

会 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 109 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長： 全員賛成ですので、議案第 109 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(後藤委員・半田委員・日高委員 入室)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

す。

事務局： はい。

事務局： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年1月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員